

GOOD LIVING HEADLINE

ビジネス
ユーザーの皆様へ

11
2020

商品のトレンドや新しい制度などお役に立つ情報を、日頃お引き立ていただいているビジネスユーザーの皆様へ発信します。

どう変わる?

2020年 10月1日 施行

改正建設業法

建設業界の働き方改革と生産性向上等を目的に、建設業法が段階的に改正されます。今号では主に、2020年10月1日に施行された改正ポイントをご紹介します。

改正建設業法 施行スケジュール

令和元年 9月1日施行

- 施行技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- 建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- 中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

令和2年 10月1日施行

- 許可基準の見直し
- 著しく短い工期の禁止
- 建設資材製造業者等に対する勧告等、技術検定制度の見直し以外の部分

令和3年 4月1日施行

- 技術検定制度の見直し

今回の改正の3つのポイントとは?

POINT

1

建設業の働き方改革の促進

著しく短い工期の禁止

新たに、工期に関する基準が作成され、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。違反者には国土交通大臣からの勧告が行われ、従わない場合は企業名を公表されることになりました。



働きやすい労働環境を整えることで、若い人の入職が増えるかも。



社会保険加入の義務化

建設業許可の要件として「社会保険加入」が追加されました。これにより労働者が守られ、社会保険未加入の業者は建設業の許可や更新を認められなくなります。

※詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

POINT

2

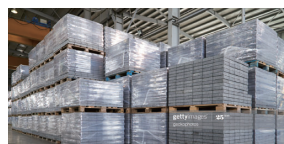
建設現場の生産性向上

監理技術者の配置要件の緩和

人手不足による工事の遅れなどを解消するため、元請の監理技術者を補佐するものを置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任が容認されることになりました。これにより限られた人材である技術者を有効に活用できたり、若手技術者が早期に経験を積めるようになります。



施工の効率化促進のための環境整備



資材の欠陥によって施工不良が生じた場合、国土交通大臣は再発防止のため、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築します。

裏面に続きます▶

建設業法改正 3つのポイントとは？ [表面から続く]

POINT
3

持続可能な事業環境の確保

経營業務管理責任者に関する規制の合理化

これまで建設業許可を受けるためには、「過去5年以上の経験者が役員にいたること」が必要でしたが、この要件を廃止。今後は事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すればその要件を満たせることになりました。これにより、上記の要件を満たせないことでの廃業をなくし、企業の継続が可能となります。

円滑な事業承継制度

従来は合併や相続などにより次世代へ事業承継を行う場合、事業を譲る側は廃業、譲られる側は建設業の申請が必要でしたが、今回の改正では事前の届け出による認可で建設業許可が承継され、円滑な事業承継が可能となりました。



追加の保証料でメーカー保証期間を延長！

ハウステック プラスワン(ハウステック住宅設備機器 長期保証制度)

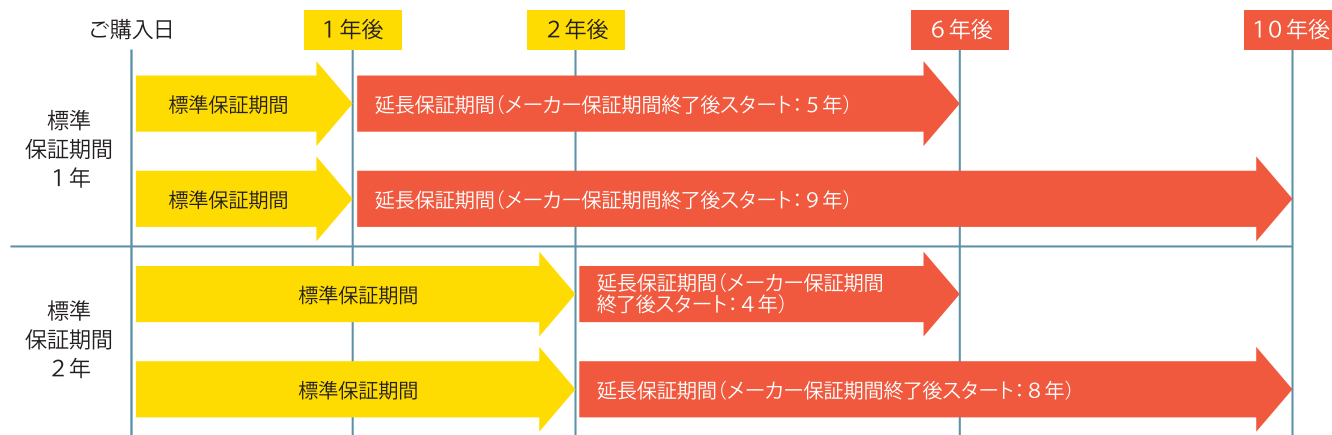
ハウステックで取り扱っている住宅設備機器を購入のお客様が追加の保証料をお支払いいただくことにより、メーカー保証期間を最長6年もしくは10年に延長する制度です。

〈保証制度の特長〉

①最長10年後の保証終了まで何度でも修理可能	保証期間内であれば修理回数に制限はありません
②最長10年後の保証完了まで修理上限額が無制限	さらに修理予定額が販売価格の80%以上なら修理ではなく代品交換(新品交換後も無償修理サービスが継続)



〈保証期間と保証内容〉保証期間は最長6年もしくは10年です。



〈メーカー標準保証期間〉

標準保証期間1年: ガス給湯器・システムキッチン・洗面化粧台・システムバス(電気器具)、コンロ
標準保証期間2年: ガス給湯器ベターリビング認定品、壁、床、目地、コーキング、ニギリバー、棚、鏡

※詳しくは弊社ホームページをご覧ください

編集後記

今回の建設業法改正の背景には、建設業界が直面する課題があります。まず一つ目は慢性的な人手不足。二つ目が高齢化による廃業です。建設業界では無理な工期でもなんとか間に合わせなければならないという風潮があり、それが長時間労働の原因となって、結果、若い人材が集まらないという悪循環になっています。働き方を変え業界全体のイメージをあげる上で、法律による規制は大きな力となるでしょう。